

「地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案」に寄せられた御意見

御意見の概要	御意見に対する考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
<p>高圧ガス製造保安責任者試験の実施運営の委託費について、大学等の会場使用料や人件費等は上昇し県によっては採算面で試験の運営に苦慮している。平成30年の合格率の上昇により今年度はさらに受験者の減少が予想され、各県の収支は一層厳しくなる可能性がある。このたびご提案の手数料改正が実現した際には必ず委託費について増額をお願いしたい。</p>	<p>1 件</p> <p>本政令は、地方自治法に基づき、全国的に統一して定めることが特に必要と認められる事務の手数料の標準額を定めているところです。</p> <p>本政令の改正を踏まえ、実際の手数料は各地方公共団体が条例で定めるものであり、実際の委託費は各地方公共団体が定める手数料をもとに、改正の判断がなされることとなるものと考えております。</p>	<p>無</p>